「天草四郎生誕400年記念」ロゴマークの使用に関する要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、上天草市大矢野町に生まれたとされる天草四郎が生誕400年を迎えることを契機として、天草四郎の生誕の地としてのイメージアップと認知度向上を図る記念事業を実施するに当たって「天草四郎生誕400年記念」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク）

**第２条**　ロゴマークの基本デザインは、別図のとおりとする。

**２**　ロゴマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、天草四郎生誕400年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。

（使用の申請）

**第３条**　ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、「天草四郎生誕400年記念」ロゴマーク使用申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）にロゴマークの使用イメージ等を確認することができる資料を添えて、これを天草四郎生誕400年記念実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

**２**前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用に係る手続を省略するものとする。

（１）　実行委員会及び委員の所属団体並びに市の機関が使用する場合

（２）　学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合

（３）　新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する

場合

（４）　その他会長が適当と認めた場合

（使用の許可）

**第４条**　会長は、前条第１項の規定により申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、「天草四郎生誕400年記念」ロゴマーク使用許可書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

**２**　会長は、前項の規定によりロゴマークの使用を許可するに当たっては、条件を付すことができる。

（使用の不許可）

**第５条**　会長は、第３条第１項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

（１）　天草四郎の品位を害するおそれがあると認められるとき。

（２）　法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。

（３）　特定の政治、思想及び宗教の活動に使用するとき。

（４）　第三者の利益を害すると認められるとき。

（５）　前各号に掲げるもののほか、会長が当該使用を不適当と認めるとき。

**２**　会長は、前項の規定によりロゴマークの使用を許可しないときは、「天草四郎生誕400年記念」ロゴマーク使用不許可書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

**第６条**第４条第１項の規定による許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）は、ロゴマークを使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　市が提供する画像データのみを使用すること。

（２）　第三者に使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用料）

**第７条**　ロゴマークの使用料は、無料とする。

（変更の申請）

**第８条**　許可使用者は、第４条第１項の規定により許可を受けた内容を変更しようとするときは、「天草四郎生誕400年記念」ロゴマーク使用変更許可申請書（様式第４号。以下「変更申請書」という。）に変更後の内容を確認することができる資料を添えて、会長に申請しなければならない。

**２**　会長は、前項の規定により変更申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは「天草四郎生誕400年記念」ロゴマーク使用変更許可書（様式第５号）により、不適当と認めたときは「天草四郎生誕400年記念」ロゴマーク使用変更不許可書（様式第６号）により、当該許可使用者に通知するものとする。

**３**　第５条第１項の規定は、第１項の場合に準用する。

　（使用の状況等の報告）

**第９条**　会長は、必要があると認めるときは、許可使用者にロゴマークの使用の状況等について報告させることができる。

**２**　許可使用者は、前項の規定によりロゴマークの使用の状況等について会長から報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

（使用の許可の取消し等）

**第１０条**　会長は、許可使用者が行うロゴマークの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又は当該許可使用者に対して、その使用を中止させ、若しくはその状況を是正させ、若しくはその使用に係る物件の回収その他の必要な措置を求めることができる。

（１）　この要綱の規定に違反したとき。

（２）　申請書（変更申請書を含む。）の内容に虚偽のあることが判明したと

き。

（３）　第５条第１項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったとき。

（４）　その他使用の継続が不適当であると認められるとき。

**２**　許可使用者は、前項の規定によりその使用が取り消された場合は、その取消しの日からロゴマークを使用することはできないものとする。

**３**　会長は、第１項の規定による使用の許可の取消し又は使用の中止若しくは状況の是正若しくは物件の回収その他の必要な措置により許可使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

　（使用の非独占性）

**第１１条**　第４条第１項の規定による許可は、許可使用者が自己の商標又は意匠とする等独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

（損害賠償等の責任）

**第１２条**　実行委員会は、許可使用者がロゴマークを使用したことにより生じた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

**２**　許可使用者は、ロゴマークを使用したことにより第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

**３**　許可使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（事故、苦情等の処理）

**第１３条**　ロゴマークを使用した物件について、事故、苦情等が発生した場合は、許可使用者がその責任の下に必要な措置を講ずるものとする。

　（その他）

**第１４条**　この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和2年９月12日から施行する。